

新型コロナウイルス感染症にかかった時、濃厚接触者になった時の対応 (学生・教職員)

訂正版 (2022.8.3)

療養期間および自宅待機期間については、公的機関の指示に従う

- **連絡、報告の義務** (下記に当てはまる場合は登校、出勤をせず必ず電話で担当者へ連絡をしてください)
- ① 学生・教職員が陽性者となった場合
 - ② 学生・教職員が濃厚接触者、その他接触者になった場合
 - ③ 同居若しくは生活の大半を同一にする方が、濃厚接触者・その他の接触者として公的機関の PCR 等検査対象または健康観察の対象者となった場合 (疑いがあり、自主的に登校、出勤を控える場合も含む)

担当者	学生… <u>短大学生支援課 (0268-38-2352)</u> 教員… <u>短大学生支援課長 (0268-38-2352)</u> kyomu@uedawjc.ac.jp 職員… <u>短大総務課課長 (0268-38-2352)</u> info@uedawjc.ac.jp <u>法人本部次長 (0268-38-2363)</u> ● 短大事務局長 保健所 (0268-25-7178 (24 時間対応))・<u>文部科学省へ報告</u>
------------	--

① に該当	<ul style="list-style-type: none"> ■ 担当者は「感染者の情報」を聴取し、短大事務局長へ連絡の上、<u>状況に応じて</u>、当該学生または教職員の濃厚接触者 (別紙 濃厚接触チェックリスト) にあたる方に連絡。健康状態の確認と健康観察および感染予防対策の励行を指示 <ul style="list-style-type: none"> ※ 濃厚接触の可能性がある場合は、登校、出勤を控え<u>原則として公的機関の指示に従う</u> ※ その他接触者は、健康状態を把握した上で最終接触日を 1 日目として 7 日間は感染防止対策 (p2) を徹底しながら、登校、出勤する ■ 陽性者 (本人) は公的機関の指示に従い療養する。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 陽性者の療養終了日は、原則として有症状者は発症日から 10 日間経過した日。無症状者は検体採取日の翌日から 7 日間経過した日 (8 日目解除) となる。登校、出勤の時期は、本人や生活の大半を同一にする方の健康状態を聴取し決定する
② に該当	<ul style="list-style-type: none"> ■ 担当者は情報を聴取し、短大事務局長へ連絡の上、<u>状況に応じて</u>、当該学生または教職員の濃厚接触者 (別紙 濃厚接触チェックリスト) にあたる方に連絡、健康状態の確認と健康観察および感染予防対策の励行を指示 <ul style="list-style-type: none"> ※ 濃厚接触の可能性がある場合は、登校、出勤を控え、症状がみられたら、速やかに医療機関に事前連絡の上、受診。症状がみられない場合は濃厚接触者にあたる方の PCR 等検査にて陰性確認後、翌日から登校、出勤可とする。検査を実施しない場合は本人および生活の大半を同一にする方の健康状態を聴取し、登校、出勤を相談の上、判断する ※ その他接触者は、健康状態を把握した上で最終接触日を 1 日目として 7 日間は感染防止対策 (p2) を徹底しながら登校、出勤する ■ 濃厚接触者 (本人) は、陽性者の発症日 (無症状の場合は検体採取日) または住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を 0 日目として 5 日間 は不要不急の外出を自粛し、登校、出勤の時期は、本人や生活の大半を同一にする方の健康状態を聴取し決定する。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 聴取の結果、その他接触者にあたる場合は、健康状態を把握した上で最終接触日を 1 日目として 7 日間は感染防止対策 (p2) を徹底しながら登校、出勤する

③ に該当	<ul style="list-style-type: none"> ■ 担当者は情報を聴取する ■ 当該学生または教職員の、同居若しくは生活の大半を同一にする方が PCR 等検査を実施する場合は、その方の健康状態および陰性確認後、翌日から登校、出勤可とする。検査を実施しない場合は当該学生または教職員の健康状態と、生活の大半を同一にするすべての方の健康状態を聴取し、登校、出勤を判断する。ただし、登校、出勤後 7 日間は、感染防止対策（p2）を徹底する ■ 同居若しくは生活の大半を同一にする方が、その他の接触者にあたる場合は、その方の健康状態、生活を同一にするすべての健康状態を聴取し登校、出勤を判断する。ただし、登校、出勤後 7 日間は、感染防止対策（p2）を徹底する
----------	--

➤ 出席停止措置・就業制限について

【学 生】出席停止については「2022 年度 新型コロナウイルス感染症に基づく出席停止措置」を参照

【職職員】「新型コロナウイルス感染症対策に基づく就業について（2022.4.11 付）」を参照

➤ 健康観察期間中の感染防止対策について

【健康観察期間中の感染防止対策】

1. 自身の健康観察を行ってください

- 毎日体温測定を行い、健康状態を担当者へ報告する
- 発熱、咳、のどの痛み、倦怠感、味覚嗅覚などの症状がみられたら、登校、出勤を控えかかりつけ医に電話で相談の上、受診する（かかりつけ医がない場合は、下表の受診・相談センターに相談する）

2. 感染リスクの高い行動を控えてください

- 他者との接触をなるべく減らす
- 身体的距離を保つ（できるだけ 2m（最低 1m））
- 黙食を徹底する
- マスクを二重に着用する、午前と午後で取り換えるなど工夫をする
- 手指衛生、身の回りの環境消毒をこまめに行う
- 学内の滞在時間をなるべく短くする
- 感染リスクの高い場所の利用や会食などを控える
- 不要不急の外出を控え、買い物はネットスーパーを利用するか、店舗利用の際は混雑していない時間帯に行き、短時間で済ませる
- 教職員は出張など外部への訪問は自粛する。また、会議などは Zoom での参加を検討する
- 学生はアルバイトやボランティアなどを自粛する

受診・相談センター(24時間対応)

地域	電話番号	地域	電話番号
佐久	0267-63-3178	木曽	0264-25-2227
上田	0268-25-7178	松本	0263-40-1939
諏訪	0266-57-2930	大町	0261-23-6560
伊那	0265-76-6822	長野	026-225-9305
飯田	0265-53-0435	北信	0269-67-0249

※ 長野市、松本市にお住まいの方は、市の保健所にお問い合わせください。

長野市保健所
平日 8:30～17:15 TEL 026-226-9964
休日・夜間 17:15～8:30 TEL 070-2828-6398
松本市保健所 TEL 0263-47-5670 (24 時間)